

三重短期大学法経科専任教員公募要領

※2025年4月より「津市立三重短期大学」に大学名称が変更となります。

- 1 専門分野 民法
- 2 担当科目 民法Ⅰ、民法Ⅱ・民法Ⅲ（民法Ⅱ・民法Ⅲについては隔年で担当）その他演習科目等
- 3 採用職 教授、准教授または講師
- 4 採用人数 1名
- 5 応募資格 大学院修士課程（博士課程前期）修了又はそれと同等以上の研究上の業績を有すること。
- 6 採用時期 2025年4月1日（予定）
- 7 給与 津市職員の給与に関する条例等の定めるところによる。
- 8 定年 65歳
- 9 公募締切 2024年9月30日（月）（午後5時までに必着のこと）
- 10 面接日 2024年12月7日（土）（候補者には11月21日（木）又は11月22日（金）に電話で連絡する。なお、交通費は支給しない。）
- 11 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記すること）
 - (3) 教育研究業績書
主要な研究業績 3点に○印を付すこと。教育研究業績書と下記シラバスは指定の様式を使用のこと。様式は本学ホームページ（<https://www.tsu-cc.ac.jp/members/members-recruit/>）よりダウンロード可能。
 - (4) シラバス
大学における専任教員歴の有無にかかわらず、民法Ⅰ（総則～担保物権まで内容とする30回分）のシラバスを提出すること。
 - (5) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し）
 - (6) 主要業績3点の現物又はその写し（3点のみ同封すること）
 - (7) 主要業績3点についての概要（各800字程度）
- 12 選考方法 本学教授会において審議のうえ決定する。
- 13 その他 第2部(夜間)の担当有り。
採用後は津市又はその周辺等に居住できること。
日本国籍を有しない人は、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職（学長、学生部長、図書館長）には、将来においても、任用されません。
過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書の賞罰欄に必ず記入して下さい。
虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。
- 14 書類提出先
〒514-0112 三重県津市一身田中野 157 番地 三重短期大学学長宛
（封筒の表に、「民法教員応募書類在中」と朱書きすること）
- 15 問い合わせ先
三重短期大学 大学総務課総務担当 電話：059-232-2341（代）、FAX：059-232-9647
E-mail：232-2341@city.tsu.lg.jp（ただし、問い合わせは原則として FAX 又は E-mail で行うこと）